

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	奈良市

奈良市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 観光経済部 農政課
所在地 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
電話番号 0742 - 34 - 1111
メールアドレス nousei@city.nara.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、サル、アライグマ、ツキノワグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	奈良県奈良市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害金額 (千円)	被害面積 (a)
イノシシ	水稻	4,044	327
ニホンジカ	水稻	1,515	123
サル (R7年度見込み)	野菜、果樹	50	30
アライグマ (R7年度見込み)	野菜、果樹	100	50
ツキノワグマ	—	—	—

(2) 被害の傾向

<p>○イノシシ</p> <p>市東部・都祁・月ヶ瀬地域においては、年間を通じて農作物の食害や踏み荒らし、掘り起しによる畔・法面の崩壊被害等が多発し、営農意欲の減退の大きな要因となっている。</p> <p>平坦部においても、山際の人家近くまでイノシシが出没しており、農作物の被害が増加傾向にある。</p> <p>○ニホンジカ</p> <p>市東部・都祁・月ヶ瀬地域だけでなく平坦部においても、被害面積・量とも年々増加しており、生息域の拡大・個体数の増加が推測される。また、人家近くまでシカが出没することが増加しており、果樹、野菜、花き等を食べる等の食害があり、被害が深刻である。</p> <p>○サル</p> <p>市東部地域で被害が発生しており、スイカ、トウモロコシなどの夏野菜を中心に、秋から冬にかけてはタマネギ、ジャガイモ等への食害が発生している。また、民家の屋根の上を走り、瓦を損壊させる等の生活環境被害も見られる。</p> <p>平坦部・都祁・月ヶ瀬地域では、はぐれザルの出没が確認されているものの、農業被害は軽微である。</p> <p>○アライグマ</p> <p>市全域で被害が発生しており、スイカ、トウモロコシなどの夏野菜を中</p>
--

心に、秋にはカキなどの果樹の食害が急増している。また、民家や空き家の屋根裏での繁殖等による生活環境被害や、寺社、仏閣等の文化財への被害が深刻化している。

○ツキノワグマ

市東部地域を中心に、ツキノワグマと思しき動物の目撃情報が寄せられている。今後、農作物をはじめとした被害の発生が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
被害金額(千円)	イノシシ: 4,044 ニホンジカ: 1,515 サル: 50 (R7年度見込み) アライグマ: 100 (R7年度見込み)	イノシシ: 3,600 ニホンジカ: 1,364 サル: 45 アライグマ: 90
被害面積(a)	イノシシ: 327 ニホンジカ: 123 サル: 30 (R7年度見込み) アライグマ: 50 (R7年度見込み)	イノシシ: 290 ニホンジカ: 110 サル: 27 アライグマ: 45

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>【イノシシ・ニホンジカ】</p> <p>○猟友会による有害鳥獣捕獲を継続的に実施し、被害地域周辺の有害鳥獣密度の低減を図った。</p> <p>○箱わな通知システムによる猟友会見廻り負担軽減を図った。</p> <p>○市単独で狩猟免許取得に対する助成を継続的に行うことにより、捕獲従事者の確保を推進した。</p> <p>【サル】</p> <p>○ICTを活用した大型捕獲檻の</p>	<p>○捕獲従事者の確保のため、市単独で狩猟免許取得に対する助成を行い捕獲者の増加に努めているが、担い手の年齢構成は高齢化が進んでいる。特に、銃砲所持許可のある担い手の高齢化は顕著である。</p> <p>将来的に、有害鳥獣捕獲が継続して行えるよう、青年層の狩猟者を育成する必要がある。</p> <p>○ICTを活用した捕獲檻につい</p>

	<p>維持管理による、効率的な捕獲を行った。 ○出没情報の多い場所への大型捕獲檻移動を行った。</p> <p>【アライグマ】 ○市民にアライグマ檻を貸し出し、捕獲されたアライグマについては猟友会もしくは市職員が処分を行っている。 （奈良県特定外来生物防除実施計画による捕獲） ○錯誤捕獲防止のための啓発を行っている。 ○令和7年度にアライグマ檻を追加で150基購入し、檻の設置場所の検討等、さらなるアライグマ防除を図っている。</p>	<p>て、令和8年12月にシステムがサービス終了予定であり、システムの更新を行う必要がある。</p> <p>○アライグマについては、農作物への被害はもちろんのこと、昨今、生活環境への被害が急増加している。アライグマの捕獲頭数の多いエリアを選定しているが、地域住民の協力が課題である。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>【鳥獣被害防止整備事業】 奈良市鳥獣被害防止対策協議会において、侵入防止柵の設置を推進している。 令和5年度 14,637m 令和6年度 2,533m 令和7年度 663m</p> <p>【有害獣防除施設等設置補助金】 「有害獣防除施設設置事業補助金の交付及び執行に関する要領」を定め、侵入防止柵の設置補助を行っている。</p>	<p>○一部地域では、集落単位で農地全体を囲い込む柵の設置も進められているものの、多くの被害地域では、小規模な農地ごとに個別に柵を設置する防護が主流となっている。</p> <p>○既存の柵の強度不足により、野生動物の侵入を許す事例も多数発生しており、強度向上や適切な施工方法の周知も課題となっている。</p>

		<p>○さらに、柵を設置しただけで安心せず、柵の補修・定期点検の重要性について、引き続き啓発していく必要がある。</p> <p>○ツキノワグマ対策として電気柵が有効であることについて、十分に周知されていない。</p>
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>○鳥獣の隠れ場所となる藪の刈払いや放任果樹の除去について指導を行った。</p>	<p>○鳥獣を寄せ付けない環境づくりを行ううえで、鳥獣の隠れ場所となる藪の刈払いや放任果樹の除去について、啓発を行う必要がある。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>捕獲従事者の確保については、狩猟免許取得に対する助成を引き続き実施し、今後を担う若手狩猟者の育成と、平日に捕獲業務へ従事できる猟友会会員の確保に努める。</p> <p>また、ニホンジカやサルによる農林業被害に対応するため、高さのある防護柵への補助についても継続して取り組むとともに、老朽化した電気柵等の改修に対する補助も引き続き実施し、被害軽減を図っていく。</p> <p>さらに、捕獲については、今後も猟友会の協力を得ながら、ICTを活用した捕獲機器の導入により見回りの負担軽減を図りつつ、捕獲檻の設置箇所を拡大し、農作物被害の軽減に努めていく。</p> <p>これらに加え、奈良市では令和7年度よりツキノワグマと思しき動物の目撃情報が寄せられていることから、人身被害や農業被害の未然防止するため、関係機関や猟友会と連携した対応体制の構築に取り組む。具体的には、出没情報の迅速な周知や注意喚起を行うとともに、電気柵等による侵入防止対策の普及啓発を進め、集落への接近防止を図る。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>○イノシシについては、被害状況を把握し（一社）奈良県猟友会奈良支部、柳生支部、西奈良支部、都祁支部、月ヶ瀬支部の協力を得ながら、本計画に基づく捕獲を実施していく。</p> <p>○ニホンジカについては被害状況を把握し、（一社）奈良県猟友会奈良支部、都祁支部、月ヶ瀬支部の協力を得ながら、本計画に基づく捕獲を実施していく。</p>

○サルについては、個体数の状況を把握し（一社）奈良県猟友会奈良支部、柳生支部、月ヶ瀬支部の協力を得ながら、本計画に基づく捕獲を実施していく。

○アライグマについては奈良県特定外来生物防除実施計画により、被害農家自らが捕獲従事者として自己所有地内での捕獲活動を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8～10 年度	イノシシ ニホンジカ	○捕獲従事者の確保のため、狩猟免許取得に対する助成を行い、今後を担う若手狩猟者の育成に努めるとともに、平日に捕獲への従事ができる猟友会会員の確保を図る。 ○イノシシ・ニホンジカの捕獲檻の増加に努める。
	サル	○ICTを活用した捕獲機器を駆使し見回りへ労力の軽減を図り、農作物への被害軽減を図る
	アライグマ	○奈良県特定外来生物防除実施計画に基づき、引き続き捕獲檻の貸し出しを行い、効率的な捕獲を実施する。 ○追加購入した捕獲檻（150基）を有効活用するため、地域住民への長期貸し出しに協力いただき、捕獲檻の稼働率を高める。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>○イノシシ 奈良県イノシシ第二種特定鳥獣保護管理計画（第5次）を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。具体的には、近年の捕獲実績と被害状況等を考慮して捕獲数を設定し、被害地域における捕獲を実施する。</p> <p>○ニホンジカ 奈良県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第7次）を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。具体的には、近年の捕獲実績と被害状況等を考慮して捕獲数を設定し、被害地域における捕獲を実施する。</p> <p>○サル 奈良県ニホンザル第二種特定鳥獣保護管理計画（第2次）を踏まえ、被害状況等を考慮して捕獲数を設定し、被害地域における捕獲を実施する。</p> <p>○アライグマ</p>

奈良県特定外来生物防除実施計画を踏まえ、地域から可能な限り排除するため、前計画より捕獲数を増やし、出没の形跡があれば有害駆除や防除計画に基づき、捕獲檻の設置により捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	500頭	500頭	500頭
ニホンジカ(都祁地区及び月ヶ瀬地区のみ)	220頭	220頭	220頭
サル	50頭	50頭	50頭
アライグマ	1,000頭	1,000頭	1,000頭

捕獲等の取組内容
<p>○イノシシ・ニホンジカ 銃器による捕獲を積極的に実施するとともに、箱わな・くくりわなによる捕獲を4月1日から10月31日までの有害鳥獣捕獲等許可期間内に、被害届等に基づき効果的と考えられる場所に設置し、被害軽減を図る。</p> <p>○サル 銃器による捕獲を積極的に実施するとともに、大型捕獲檻及びICTを活用した大型捕獲檻による捕獲を4月1日から翌年3月31日までの有害鳥獣捕獲等許可期間内に効果的と考えられる場所に設置し、被害軽減を図る。</p> <p>○アライグマ 4月1日から翌年3月31日までの有害鳥獣捕獲等許可期間内に、捕獲檻の貸し出しを行い、捕獲・駆除に努める。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

--	--

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンジカ サル アライグマ	防護柵(電気柵・メッシュフェンス柵含む。) 15,000m	防護柵(電気柵・メッシュフェンス柵含む。) 20,000m	防護柵(電気柵・メッシュフェンス柵含む。) 20,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンジカ サル アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民による防護柵の管理、運営 ・防護柵周辺での罠による有害捕獲 		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
8～10年度	イノシシ ニホンジカ サル ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・圃場周辺の草刈り ・農産物残渣や放任果樹の適正管理
	アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・神社仏閣及び人家への侵入痕跡や農作物被害の痕跡を早期に発見し捕獲を行うため、生態等の普及啓発を行う。

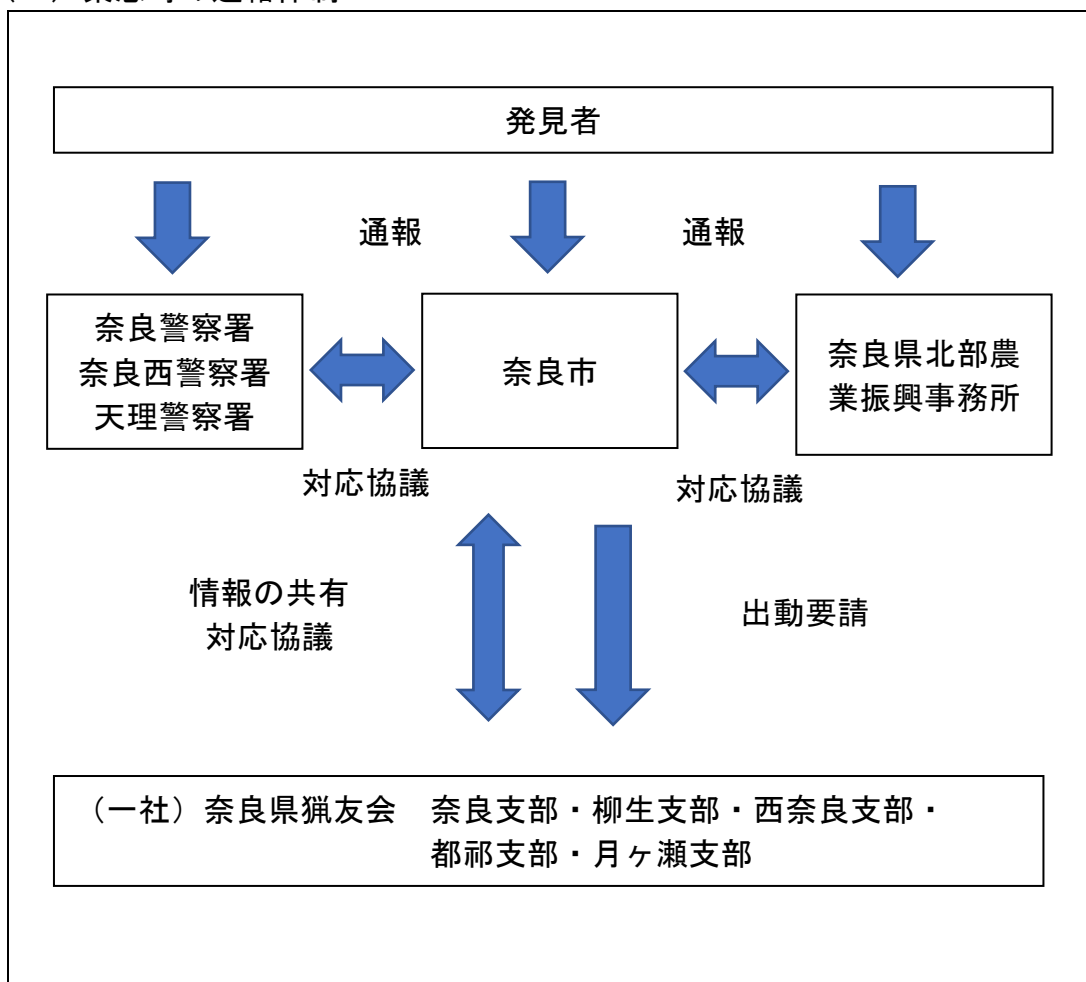
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
奈良市	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・連絡調整 ・広報活動

(一社) 奈良県猟友会 奈良支部 (一社) 奈良県猟友会 柳生支部 (一社) 奈良県猟友会 西奈良支部 (一社) 奈良県猟友会 都祁支部 (一社) 奈良県猟友会 月ヶ瀬支部	・対象鳥獣の捕獲
奈良警察署 奈良西警察署 天理警察署	・情報収集 ・現場付近の注意喚起 ・安全確保
奈良県北部農業振興事務所	・情報収集 ・助言

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

○イノシシ、ニホンザル、アライグマ
 捕獲した有害鳥獣については、環境への配慮を行いつつ、埋設または焼却により適切な処理を行うものとする。

○ニホンジカ

捕獲したニホンジカについては、環境への配慮を行いつつ、埋設または焼却による処理、もしくは獣肉処理加工施設での適切な処理を行うものとする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状は利用していない。令和7年度以降、捕獲したニホンジカについては、市外の処理加工施設への搬入を予定し、食品として処理し販売する。
ペットフード	現状は利用していない。令和7年度以降、捕獲したニホンジカについては、市外の処理加工施設への搬入を予定し、ペットフードとして処理し販売する。
皮革	現状は利用していない。令和7年度以降、市外の処理加工施設で処理されたニホンジカについては、皮革も有効活用する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	利用していない。また、今後の予定もない。

(2) 処理加工施設の取組

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	奈良市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
奈良市	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の運営 ・被害軽減のための各種活動 ・猟友会との調整 ・地元指導者の育成及び狩猟者の育成 ・有害鳥獣被害対策に係る情報提供
奈良市農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣に係る情報提供
奈良県北部農業振興事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣に係る情報提供と技術指導
(一社) 奈良県猟友会 奈良支部 (一社) 奈良県猟友会 柳生支部 (一社) 奈良県猟友会 西奈良支部 (一社) 奈良県猟友会 都祁支部 (一社) 奈良県猟友会 月ヶ瀬支部	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲、駆除の実施 ・狩猟技術の指導
奈良県農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・農地被害状況に関すること ・営農指導における被害防除活動 ・被害軽減のための各種活動
奈良県農業共済組合	<ul style="list-style-type: none"> ・農地被害状況に関すること ・営農指導における被害防除活動 ・被害軽減のための各種活動
奈良市森林組合 都祁森林組合	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣に係る情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
地元自治会	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣に係る被害状況の連絡 ・駆除依頼 ・駆除の協力 ・地元住民への協力要請

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊は鳥獣による農林業被害を防止するため、本計画に掲げる対象鳥獣の捕獲等その他の計画に基づく被害防止施策を適切に実施する。また構成員は「奈良市鳥獣被害対策実施隊設置要領」に基づき、市長が指名した者で構成する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

奈良市農政課は被害対策の相談窓口となり、北部農業振興事務所と連携して対策の指導・啓発を行う。また奈良市鳥獣被害防止対策協議会は対策

に必要な事業を実施する。防護柵の設置と保守管理は受益者が行うことを基本とする。潜み場所となる雑草地の除草や餌場となる収穫残渣の除去などは集落住民が自ら実施し、放任果樹や竹林の伐採などの緩衝帯整備についても集落単位で住民の相互協力により行う。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関等と鳥獣による被害の情報共有を図り、効果的な捕獲と防護を目指す。また、被害のある各地域において、広域的かつ組織的な被害防止対策を実施する。